

福島県産業廃棄物 処理施設等理解促進支援事業

補助対象者 福島県内の**産業廃棄物処理業者**

募集期間 令和5年4月24日～令和5年9月29日まで

補助金交付の目的

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理施設の役割について、広く住民等の理解を得ることが重要であることから、処理業者が住民等に対し、「**処理施設**」を積極的に公開し、または子どもへの**環境教育等**を実施するなど、産業廃棄物の処理に関する**理解促進を図る取り組み**に対して、補助を行います。

補助金額(補助率 対象経費の**2/3**又は**1/2**以内)

1 理解促進環境整備事業

処理施設に対する理解促進を目的とした**見学コース**や**視聴覚施設等**を整備する事業

補助率 **2/3** 限度額 **300**万円

2 住民理解促進事業

処理施設に対する住民等の理解を深めることを目的として、当該施設を活用し、産業廃棄物の適正処理に関する**環境教育等の普及啓発等**を実施する事業

補助率 **1/2** 限度額 **50**万円

採用例

1 理解促進環境整備事業

- ・見学者用研修室の整備(机、いす、スクリーン、プロジェクター等)
- ・見学コースの整備(手すりや窓、施設模型、展示品、掲示板等)
- ・施設紹介DVDやパンフレットの作成

2 住民理解促進事業

- ・見学者用の備品・消耗品の整備(手袋、マスク、長靴、ヘルメット、実験用材料等)
- ・処理に係るパンフレット等の作成

※先進性があり、他の処理業者への波及効果が期待できるものを対象とします。

※単なる事業活動のPRや営利目的のものは対象外となります。

※事業計画書等を提出していただき、事業内容を審査します。
※年度予算や実施時期の関係で補助できない場合があります。

【申請書等の入手方法】

「福島県トップページ→組織でさがす→生活環境部→産業廃棄物課」よりダウンロード

【問い合わせ先】

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎10階) 福島県生活環境部 産業廃棄物課

TEL: 024-521-7264 FAX: 024-521-7984

E-mail: sangyou@pref.fukushima.lg.jp